

# 岩手大学大学院教育学研究科規則

(平成16年4月1日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）、岩手大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び岩手大学教授会通則（以下「通則」という。）に基づき、岩手大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 研究科は、学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成することを目的とする。

## (プログラム)

第3条 研究科の専攻に次のとおりプログラムを置く。

- 教職実践専攻（教職大学院の課程）
  - 学校マネジメント力開発プログラム
  - 授業力開発プログラム
  - 特別支援教育力開発プログラム

## (研究科教授会)

第4条 教育学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）は、通則第2条に基づき、研究科所属の教授、准教授及び講師（以下「構成員」という。）をもって組織する。

## (審議事項)

第5条 研究科教授会は、通則第3条に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- 一 研究科の授業科目に関すること。
  - 二 研究科の専攻に関すること。
  - 三 他の大学院の授業科目の履修等に関すること。
  - 四 学生の表彰及び懲戒に関すること。
  - 五 学生の修学等の支援に関すること。
  - 六 大学院研究生に関すること。
  - 七 研究科担当教員の選考に関すること。
  - 八 学生の募集要項に関すること。
  - 九 規則の制定及び改廃に関すること。
  - 十 その他研究科に関する重要事項
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、第1号、第3号、第5号、第6号、第8号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、第6条の定めるところにより研究科教授会が設置した関係委員会の審議・議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。
- 3 前項の定めるところにより関係委員会において審議・議決した事項は、研究科教授会に報告するものとする。

## (専門委員会)

第6条 研究科教授会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(入学)

第7条 入学手続及び入学者選抜方法は、研究科教授会の議を経て学長がこれを定める。

第8条 入学者の選考は、研究科教授会において行う。

(教育方法)

第9条 研究科の教育は、授業及び教育実践研究報告書の作成等に対する指導（以下「指導」という。）により行う。

2 指導を行うため、学生ごとに複数の指導教員（以下「指導教員」という。）を置き、指導教員の決定は研究科教授会が行う。

3 授業及び指導は、研究科教授会が教育上特に必要があると認めた場合、別に指定する特別の時間又は時期に行うことができる。

4 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の初めに指導教員の承認を得て研究科長に届け出なければならない。

3 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1年間につき36単位とする。ただし、集中講義により開講される授業科目及び実習については、上限単位数に参入しない。

4 指導教員が必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て他の研究科の専攻又は学部の課程による授業科目を指定して、これを履修させることがある。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第11条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他の大学院の授業科目を履修しようとするときは、指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により修得した単位は、修了要件として定める単位数の1/2を超えない範囲で、研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、第14条の規定による留学の場合に準用する。

5 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第12条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に当該大学院等における研究指導を受けさせることができる。

2 学生は、他の大学院等で研究指導を受けようとするときは、指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第13条 研究科が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大

学院に留学することを許可することができる。

- 2 学生は、外国の大学院に留学しようとするときは、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

(試験)

第14条 単位修得のための試験は、授業完了した科目について学期末に行う。

(教育実践研究報告書)

第15条 学生は、教育実践研究に係る報告書（以下「教育実践研究報告書」という。）を研究科長に提出しなければならない。

(最終審査)

第16条 最終審査は、所定の単位を修得し、前条に定める教育実践研究報告書を提出した者について行う。その期日及び審査の方法については、あらかじめ発表する。

(特別聴講学生)

第17条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第18条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第19条 研究科において、特定の事項の研究を志願する者があるときは、研究科教授会の議を経て、大学院研究生として受け入れることができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第20条 研究科に関する事務は、事務部及び学務課において処理する。

(規則の改廃)

第21条 この規則は、研究科教授会において出席した構成員の3分の2以上の議決をもって改廃できるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際、現に国立学校設置法施行令第2条の規定による岩手大学大学院教育学研究科（以下「旧岩手大学大学院教育学研究科」という。）に在学している者は、この規則の施行日において、本大学院教育学研究科の学生となるものとする。
- 3 前項の規定による学生の教育課程及び教育職員免許取得に関する事項については、この規則の規定にかかわらず、当該学生が入学した際の旧岩手大学大学院教育学研究科規則によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成17年4月1日以後の入学者から適用し、平成17年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成18年4月1日以後の入学者から適用し、平成18年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成19年4月1日以後の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあつては、第3条中「研究科の専任の教授及び准教授」とあるのは「研究科の専任の教授、准教授及び講師」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成20年4月1日以後の入学者から適用し、平成20年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後の入学者から適用し、平成21年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年4月1日以後の入学者から適用し、平成22年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成23年4月1日以後の入学者から適用し、平成23年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年4月1日以後の入学者から適用し、平成28年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、改正後の別表（第11条関係）中の特別支援教育・教育実践リフレクションⅠ、特別支援教育・教育実践リフレクションⅡ、特別支援教育・教育実践リフレクションⅢ、特別支援教育・教育実践リフレクションⅣに係る規定は、平成30年4月1日以後の入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和2年4月1日以後の入学者から適用し、令和2年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この規則は、令和6年4月1日以後の入学者から適用し、令和6年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
 2 この規則は、令和6年4月1日以後の入学者から適用し、令和6年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

教職実践専攻

専攻共通科目

授 業 科 目	単位数
特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2
学習指導要領とカリキュラム開発	2
ICT活用教育の実践と課題	2
学校経営・学級経営の実践と課題	2
心理教育的援助サービスの理論と実践	2
通常学級における特別支援教育の実践と課題	2
いわての復興教育の実践と課題	2
専門職としての教員の在り方とその力量形成	2
授業づくりの理論と実践	2
教科の指導と評価の実践研究	2

プログラム共通科目

授 業 科 目	単位数
教育のデータリテラシー	2
教育実践研究基礎論	1
学校カウンセリングの理論と実践	2
子ども支援のための学校臨床心理学	2
発達援助の理論と実践	2
学校カウンセリングの技法	2
学習支援のための教育心理学	2

学校マネジメント力開発プログラム

授 業 科 目	単位数
学校マネジメントの理論と実践	2
学校トラブル処理の実践演習	2
教職員の職能成長に資する学校経営の実践と課題	2
学校評価の取組と学校改善の実践演習	2

授業力開発プログラム

授 業 科 目	単位数
小学校教科の実践と課題	2
国語科教育の実践と課題	2
社会科教育の実践と課題	2
算数・数学科教育の実践と課題	2
理科教育の実践と課題	2
英語科教育の実践と課題	2
音楽科教育の実践と課題	2
図工科・美術科教育の実践と課題	2
体育・保健体育科教育の実践と課題	2
家庭科教育の実践と課題	2
技術科教育の実践と課題	2
道徳教育の実践と課題	2
生活科・総合学習の実践と課題	2

特別支援教育力開発プログラム

授 業 科 目	単位数
特別支援教育の実践と課題	2
特別支援教育授業特論A（知的）	2
特別支援教育授業特論B（肢体不自由）	2
特別支援教育授業特論C（病弱）	2
特別支援心理教育アセスメント	2
特別支援教育におけるキャリア教育	2

実習科目

授 業 科 目	単位数
学校マネジメント力開発実習（幼・小）	3
学校マネジメント力開発実習（中・高）	3
授業力開発実習（幼・小）A	7
授業力開発実習（中・高）A	7
授業力開発実習（幼・小）B	4
授業力開発実習（中・高）B	4
子ども支援力開発実習（幼・小）A	3
子ども支援力開発実習（中・高）A	3
子ども支援力開発実習（幼・小）B	3
子ども支援力開発実習（中・高）B	3
特別支援教育力開発実習A	10
特別支援教育力開発実習B	7

リフレクション科目

授 業 科 目	単位数
教育実践リフレクションⅠ	1
教育実践リフレクションⅡ	1
教育実践リフレクションⅢ	1
教育実践リフレクションⅣ	1
特別支援教育・教育実践リフレクションⅠ	1
特別支援教育・教育実践リフレクションⅡ	1
特別支援教育・教育実践リフレクションⅢ	1
特別支援教育・教育実践リフレクションⅣ	1

教育実践研究科目

授 業 科 目	単位数
教育実践研究	4